

# 介護保険と税金



所得税などの申告受付が2月16日から始まります。  
そこで、介護保険に関する税金の控除についてお知らせします。

## 介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。40歳以上の人が平成16年中に支払った介護保険料が平除の対象になります。

## 介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、次のものが医療費控除の対象となります。ただし、日常生活費は除かれます。

- ① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合
- 介護サービス費および食費の自己負担額として支払った額の1/2
- ② 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設に入所の場合
- 介護サービス費および食費の自己負担額

## 居宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づき次の①から⑤のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション
- ⑤ 短期入所療養介護

さらに①から⑤のサービスのいずれかを利用している人が次の⑥から⑨のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料も医

療費控除の対象となります。

- ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除きます）
- ⑦ 訪問入浴介護
- ⑧ 通所介護（デイサービス）
- ⑨ 短期入所生活介護

医療費控除を受けられるときは、平成16年中に支払った領収書などの添付が必要となりますので、サービス事業者にお問い合わせください。

## おむつ代に係る医療費控除

要介護者にかかるおむつ代は医療費控除の対象となります。申告には医師の証明書および領収書が必要となります。ただし、2年目以降の申告の場合、医師の証明書に替えて市町村が主治医意見書の内容を確認した書類で申告することもできます。

## 要介護認定者の障害者控除

平成16年中に要介護認定を受けられる人は障害者控除・特別障害者控除の対象となる場合があります。

問い合わせ先 市役所 南庁舎 高齢社会課 ☎(0857) 20134 52

## 水道通信

鳥取市水道局 ☎(0857) 53-7811

No.3

鳥取市では、鳥取市水道水源保全条例を制定しました。（平成17年1月1日施行）

この条例は、水道の水源を将来にわたって保全することにより、安全で清浄な水道水を確保し、市民の健康増進に寄与するものです。

主な内容は次のとおりです。

▽取水施設、貯水施設の周辺や、水道（簡易水道含む）の原水取り入れ口から上流域で、水道水源の水質に影響があると認められる区域を水道水源保全地域に指定します。

▽水道水源保全地域内の対象事業場（水質汚濁防止法で規制されていないゴルフ場、廃棄物最終処分場）は、設置の届出・排水基準の遵守・排水水の測定などが義務づけられます。

▽市民や対象事業場の事業者のみなさんには、水源保全への理解、自主的活動（河川の清掃や上流域にある水源涵養林づくりなど）、市の施策などの協力をお願いします。

